

北九州市工事執行規則

(昭和 49 年 5 月 27 日規則第 77 号)

北九州市工事執行規則（昭和 38 年規則第 46 号）の全部改正

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、工事の適正かつ合理的な施工を図るため、工事の執行について必要な事項を定めるものとする。

（工事の定義）

第 2 条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

（執行の方法）

第 3 条 工事の執行は、直営又は請負若しくは委託の方法によるものとする。

（直 営）

第 4 条 次の各号に掲げる場合の工事は、直営工事とする。

- (1) 請負によることが不利又は不相当と認められるとき。
- (2) 臨時の場合又は急施を要する場合で請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があるとき。

2 前項の直営工事の執行の手続については、市長が別に定める。

（委 託）

第 5 条 市長は工事の性格上必要があると認めるときは、工事を委託するものとし、その相手方は、国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれに準ずる者で市長が指定するものとする。

（請 負）

第 6 条 工事の執行は、前 2 条による場合のほか請負とする。

（監督員）

第 7 条 市長は、請負人の工事の執行について、必要な監督を行わせるため、監督員を置く。

2 前項の監督員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 工事の執行について、請負人又は請負人の現場代理人に対して指示をすること。
- (2) 図面又は仕様書（現場説明書等を含む。）に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の段階確認又は工事材料の試験若しくは検査をすること。

（平 7 規則 60・一部改正）

（関連工事の調整）

第 8 条 市長は、市の発注する工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、当該工事の円滑な施工を図るため必要な調整を行うものとする。

（請負人の責任）

第 9 条 請負人は、現場代理人、主任技術者、使用人等（次条において「現場代理人等」という。）の行為について、すべての責任を負わなければならない。

(現場代理人等の交代)

第 10 条 市長は、現場代理人等が監督員の職務執行を妨げたときその他工事の執行又は管理について著しく不適當であると認められるときは、その理由を明示して請負人に対し、現場代理人等の交代を求めることができる。

(施工後点検不可能となる工事の立会い)

第 11 条 請負人は、水中又は地中に埋没する工事その他施工後外面から点検することが不可能となる工事については、監督員の立会いの上、施工しなければならない。

2 監督員は、前項の規定による立会いを求められるときは、遅滞なく応じなければならない。

(工事の中止)

第 12 条 市長は、技術上支障が生じたとき、天災地変が生じたときその他工事を継続して執行することができない理由が生じたときは、請負人に対して工事中止通知書により、工事の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 市長は、前項の規定による工事の施工の一時中止を解除しようとするときは、請負人に工事中止解除通知書を交付するものとする。

(平 7 規則 60・一部改正)

(検査等)

第 13 条 請負人は、工事の全部又は一部が完成したときは、直ちに完成（出来形）届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による完成（出来形）届を受理したときは、その日から 14 日以内に請負人の立会いの上で検査を行わなければならない。

3 請負人が前項の検査に立ち会わないときは、検査の結果に対して、異議を申し立てることができない。

4 市長は、完成検査をする場合において、必要があると認めるときは、請負人に完成検査に必要な設備をさせ、又は工事の目的物を検査に必要な限度において、破壊することができる。

5 請負人は、前項の規定による設備又は破壊部分については、市長の指定する期間内に原状に復しなければならない。この場合において、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(昭 50 規則 71・平 7 規則 60・一部改正)

(検査員及び検査補助員の設置等)

第 14 条 市長は、工事の検査（設計図書を伴う工事の検査に限る。以下この条において同じ。）を行わせるため、市に検査員及び検査補助員を置く。

2 検査員は、職員のうちから市長が任命し、検査補助員は、検査員が職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 検査員は、技術監理局長又は技術監理局技術部検査課長の命を受けて、工事の検査を担当する。

4 検査補助員は、検査員の命を受けて、当該検査員が担当する工事の検査を補助する。

5 この条に定めるもののほか、検査員及び検査補助員について必要な事項は、技術監理局

長が定める。

(昭 50 規則 71・追加、昭 50 規則 84・平 17 規則 50・平 18 規則 49・一部改正)

(しゅん工認定通知)

第 15 条 市長は、完成検査の結果合格と認めるときは、速やかに請負人にしゅん工認定通知書を交付するものとする。

(昭 50 規則 71・旧第 15 条繰下・一部改正、平 7 規則 60・一部改正)

(修 補)

第 16 条 請負人は、完成検査に合格しなかったときは、修補指示書に従い、修補しなければならない。この場合において、修補に要した期間は、遅延日数に算入しないものとする。

2 請負人は、前項の規定による修補を完了したときは、直ちに修補完了届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による修補完了届を受理したときは、その日から 14 日以内に再検査を行うものとする。

(昭 50 規則 71・旧第 16 条繰下、平 7 規則 60・一部改正)

(担保責任)

第 17 条 市長は、引き渡された工事の目的物に関し、引渡しを受けた日から 2 年を経過する日までの間でなければ、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（次項及び第 4 項において「契約不適合」という。）を理由とした修補の請求をすることができない。この場合において、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 637 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、契約不適合が請負人の故意又は重大な過失により生じたものである場合は、同項に規定する期間の終期は、市長が契約不適合を知った日から 5 年を経過する日又は引渡しを受けた日から 10 年を経過する日のいずれか早い日とする。

3 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、工事の目的物の性質等に応じ、同項に規定する期間を延長し、又は短縮することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、契約不適合を理由とした修補の請求に代え、又は修補の請求とともに損害賠償の請求をすることができる。

(昭 50 規則 71・旧第 17 条繰下、令 2 規則 21・令 3 規則 39・一部改正)

(別の方法による処置)

第 18 条 軽微な工事のうちこの規則によらないことが適当と市長が認めるものについては、別に市長が定める方法により処理することができる。

(昭 50 規則 71・旧第 18 条繰下)

(様 式)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

(平 7 規則 60・追加、平 18 規則 49・一部改正)

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する従前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和 50 年 9 月 1 日規則第 71 号）

- 1 この規則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、なお当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、第 10 条の規定による改正後の北九州市工事執行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成 7 年 8 月 1 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 50 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 6 月 26 日規則第 30 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の北九州市工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以降に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 21 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（改正法の施行日と同日）

付 則（令和 3 年 8 月 17 日規則第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 17 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。